

## 介護保険料延滞金の減免に関する取扱基準

### 1 目的

この取扱基準は、新潟市介護保険条例（平成12年条例第20号。以下「条例」という。）第10条第3項及び新潟市介護保険条例施行規則（平成12年規則第43号）第11条に規定する延滞金の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 延滞金の減免基準

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、納付義務者の申請により延滞金を減免することができる。

- (1) 条例第12条第1項第1号から第4号までの規定により介護保険料（以下「保険料」という。）を減免した納期に該当する年度に係る延滞金。
- (2) 条例第11条第1項第1号から第4号までの規定により保険料の徴収を猶予した期間に対応する部分の延滞金。
- (3) 被保険者又はその者と生計を一にする者が、病気にかかり又は負傷したため、医療に多額の費用を要し、生活が困難であると認められるとき。
- (4) 被保険者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けたとき。ただし、保護開始日以前の納期に対応する延滞金で、保護開始日以降に確定したものに限り。
- (5) 被保険者の相続人が、すべて相続放棄又は限定承認し、相続財産管理人が選任された場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (6) 被保険者が、法令その他により身体を拘束されたため、納付する事ができなかった事情があると認められるとき。
- (7) 被保険者の住所又は居所が不明のため、通知書又は督促状を公示送達の方法によった場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

- (8) 被保険者が、賦課額について不服申立又は訴訟を提起して賦課額が更正されたとき。ただし、不服申立書提出の日からその決定、裁決又は判決に基づく通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。
- (9) 被保険者が、滞納処分について不服申立又は訴訟を提起して滞納処分が取消されたとき。ただし、不服申立書提出の日からその決定、裁決又は判決に基づく通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。
- (10) 差押財産に対し、質権又は抵当権を有する者が第三者納付をするとき。
- (11) 賦課の誤りのため保険料が更正されるまでの期間、支払いを保留したとき。ただし、支払いを保留した期間に対応する部分の延滞金に限る。
- (12) 交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る延滞金に充てたとき。ただし、当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続きにおいて当該金銭を受領した日の翌日から、その充てた日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。
- (13) 納付が遅延したことにより延滞金が加算された場合、その理由が納付義務者の責に帰することができないと認められるとき。
- (14) 前各号のほか、特に市長が必要があると認めたとき。

### 3 標準処理期間

減免の決定に要する標準処理期間は30日とする。

#### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。